

横須賀市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱

（総則）

第1条 保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として行う就学前教育・保育施設整備事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、施設整備とは、別表第1に掲げるものをいう。

（補助対象施設等）

第3条 補助金の交付対象となる施設整備を実施する施設の設置主体及び施設は、次に掲げるものとする。

（1）別表第1に掲げる賃貸物件による保育所等改修及び防犯対策整備の場合 市内に設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の保育所若しくは法第34条の15第2項の小規模保育事業所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項の幼保連携型認定こども園を整備する者であって、継続的に保育を実施できるもの。ただし、幼保連携型認定こども園の賃貸物件による保育所等改修については保育を実施する部分（以下「保育所部分」という。）に限る。

（2）別表第1に掲げる防犯対策整備の場合 学校法人が市内に設置する認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号の幼稚園型認定こども園

（3）前2号以外の施設整備の場合

ア 社会福祉法人が市内に設置する法第35条第4項の保育所若しくは法第34条の15第2項の小規模保育事業

イ 学校法人又は社会福祉法人が市内に設置する認定こども園法第2条第7項の幼保連携型認定こども園

ウ 学校法人又は社会福祉法人が市内に設置する認定こども園法第3条第2項第2号の保育所型認定こども園における教育を実施する部分（以下、「教育部分」という。）（同法第3条第1項に基づく神奈川県知事の認定を受けたものに限る。）

エ 学校法人が市内に設置する認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号の幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法

律第26号) 第1条の幼稚園における教育部分

オ 市内に設置する法第35条第4項の保育所又は認定こども園法第2条第7項の幼保連携型認定こども園を整備する者であつて、継続的に保育を実施できるもの(市立施設の民営化移行に伴うものに限る。)

- 2 前項の施設整備を実施する施設は、補助金交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、施設整備のうち別表第2に定める経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(3) 職員の宿舍に要する費用

(4) 防犯対策以外を目的とした整備に要する費用(防犯対策整備に限る。)

(5) 補助事業についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額

(6) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、工事請負契約等を締結する単位ごとに、前条の規定により算出した補助対象経費の実支出額の合計額又は総事業費から収入額(寄附金を除く。)を控除した額のいずれか低い方の額と、次に掲げる区分に応じて算出した基準額の合計額とを比較して、低い方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

なお、幼保連携型認定こども園においては、当該認定こども園における保育所部分及び教育部分について前条の規定により算出した補助対象経費の実支出額の合計額又は総事業費から収入額(寄附金を除く。)を控除した額のいずれか低い方の額をそれぞれ合計した額と、同様に保育所部分及び教育部分について次に掲げる区分に応じて算出した基準額の合計額をそれぞれ合計した額とを比較して、低い方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただ

し、その額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(1) 別表第 1 に掲げる大規模修繕等の場合 対象経費の実支出額を基準額とする。

(2) 別表第 1 に掲げる防犯対策整備の場合

ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合 対象経費の実支出額（30万円以上の場合に限る。）を基準額とする。

イ 非常通報装置、防犯カメラの設置等の場合 対象経費の実支出額（30万円以上の場合に限る。）と 180万円を比較していずれか低い方の額を基準額とする。

(3) 前 2 号以外の場合

ア 対象施設が第 3 条第 1 項第 2 号ア、イ、エ又はオに規定する施設の場合 別表第 3 により算出した額を基準額とする。

イ 対象施設が第 3 条第 1 項第 2 号ウに規定する施設の場合 別表第 4 により算出した額を基準額とする。

（事前相談）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、当該施設整備の内容について、事前に市長と相談するものとする。

2 前項の相談に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 施設の部門別面積表

(2) 案内図（位置図）、配置図、平面図

(3) 現況写真（創設にあつては建築予定地のもの）

3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 7 号の事業については、第 1 項の相談に当たって、計画図を提出するものとする。

4 市長は、第 1 項の相談を受けたときは、法令等に基づき、必要な指導を行うものとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第 4 条第 3 号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 設計・監理業務委託契約書の写し

(2) 賃貸借契約書の写し（賃貸物件の工事をする場合に限る。）

(3) 建築許可証の写し（建物を新築する場合に限る。）

(4) 当該整備事業に係る工事金額見積書

(5) その他市長が必要と認めた書類

(状況報告)

第 8 条 工事進捗状況については別記様式 1 により 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 規則第 10 条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業収支決算 (見込) 書

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 支払領収書の写し又は支払請求書の写し

(5) 建築検査済証の写し

(6) 補助対象となった建物等の写真

(7) 補助対象となった建物の権利の帰属を証する書類

(8) その他市長が必要と認めた書類

(関係書類の保存期間)

第 10 条 規則第 9 条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 11 条 補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産を市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 14 条第 1 項第 2 号の規定による。) を経過したときは、この限りではない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税が確定した場合は、別記様式 2 により速やかに、遅くとも補助事業完了の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 保育所等整備費補助金交付要綱(平成21年4月1日制定)

(2) 横須賀市認定こども園(幼稚園機能部分)施設整備事業補助金交付要綱
(平成28年11月1日制定)

附 則

この要綱は、令和6年9月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について施設の一部改修、施設の附帯設備の改造、施設の冷暖房の設備の設置、施設の模様替、環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、特殊附帯工事、土砂災害等に備えた施設の一部改修等、耐震化等整備事業、その他施設における大規模な修繕等に係る整備をすること。（国の「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取り扱いについて」に準じて整備することに限る。）
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整備	賃貸物件による保育所等改修	賃貸物件による新たな分園の設置若しくは定員の増員により改修等をすること。ただし、小規模保育事業を行う場所に係るものを除く。
	防犯対策整備	施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラの設置又は門、フェンス等の外構の設置、修繕その他必要な安全対策に係る整備をすること。

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

種 目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）及び実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については仮施設設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
賃貸物件による保育所等改修費等	保育所等の整備のために必要な工事費及び設計料とする。 ただし、賃借料加算の適用を受けない賃借料が発生する場合は、当該賃借料を補助対象となる経費に含むものとする。

別表 3 (第 5 条 関 係)

1 本 体 工 事 補 助 基 準 額 (1 施 設 当 た り)

(単 位 千 円)

区 分	基 準 額	
本 体 工 事	定 員 20 名 以 下	148,350 (148,200)
	定 員 21 ～ 30 名	155,550 (155,400)
	定 員 31 ～ 40 名	180,750 (180,800)
	定 員 41 ～ 70 名	206,100 (206,000)
	定 員 71 ～ 100 名	267,750 (267,600)
	定 員 101 ～ 130 名	322,200 (321,800)
	定 員 131 ～ 160 名	373,050 (372,600)
	定 員 161 ～ 190 名	423,600 (423,400)
	定 員 191 ～ 220 名	470,850 (470,600)
	定 員 221 ～ 250 名	521,550 (521,600)
	定 員 251 名 以 上	579,600 (579,200)
設 計 料 加 算	本 体 工 事 費 に 係 る 基 準 額 (開 設 準 備 費 加 算 及 び 土 地 借 料 補 助 加 算 を 除 く 。) の 5 % の 額 (1,000 円 未 満 の 端 数 は 、 切 り 捨 て る 。)	
特 殊 附 帯 工 事	20,430 (20,260)	
開 設 準 備 費 加 算 金	次 に 掲 げ る 整 備 後 の 定 員 区 分 に お け る 基 準 額 に 増 加 定 員 数 を 乗 じ た も の	
	定 員 20 名 以 下	69 (68)
	定 員 21 ～ 30 名	54 (50)
	定 員 31 ～ 40 名	43 (42)
	定 員 41 ～ 70 名	37 (36)
	定 員 71 ～ 100 名	30 (28)

	定員 101 ～130名	25 (24)
	定員 131 ～160名	24 (24)
	定員 161名以上	21 (20)
土地借料補助加算（新たに土地を賃借する場合に限る。）		29,850 (29,800)
地域の余裕スペース活用促進加算		4,770 (4,900)

2 解体撤去工事・仮設施設整備工事補助基準額（1施設当たり）

（単位：千円）

対象	区分	解体撤去工事	仮設施設整備工事
増改築 改築 大規模修繕 （仮設施設整備工事のみ）	定員 20名以下	2,970 (2,968)	5,290 (5,288)
	定員 21～ 30名	3,366 (3,368)	6,454 (6,454)
	定員 31～ 40名	4,488 (4,488)	7,822 (7,822)
	定員 41～ 70名	5,650 (5,650)	10,867 (10,868)
	定員 71～ 100名	7,968 (7,966)	16,303 (16,304)
	定員101～ 130名	9,565 (9,564)	19,567 (19,566)
	定員131～ 160名	11,955 (11,956)	24,457 (24,462)
	定員161～ 190名	14,347 (14,348)	26,742 (26,742)
	定員191～ 220名	16,738 (16,738)	31,201 (31,200)
	定員221～ 250名	19,132 (19,130)	35,658 (35,656)
	定員251名以上	21,523 (21,522)	40,114 (40,114)

備考

- 1 増築等の場合において、当該工事が定員のすべてに係らないものであるときの基準額は、次のとおりとする。ただし、小数点以下は切り捨てるものとする。

（1）工事に係る定員が算定できる場合

(工事に係る定員÷整備後の定員)×該当する区分の基準額
 (2) 工事に係る定員が算定できない場合
 (整備後の定員×工事に係る面積÷整備後の総面積)×該当する区分の基準額

- 2 第1項の表及び第2項の表中上段の金額は国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(以下「国要綱」という。)の規定に基づく国の負担割合が3分の2となる事業の場合の金額、下段の括弧内の金額は国要綱の規定に基づく国の負担割合が2分の1となる事業の場合の金額とする。
- 3 特殊附帯工事の対象事業については、国要綱に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。
- 4 幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊附帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、教育部分の額は計上しないこととする。

3 賃貸物件による保育所等改修補助基準額(1施設当たり)

(単位:千円)

対 象		基 準 額	
改修費等及び賃借料(敷金を除く。)	本園	利用(増加)定員 19名以下	23,611
		利用(増加)定員 20～59名	37,777
		利用(増加)定員 60名以上	70,833
	分園	利用(増加)定員 19名以下	16,527
		利用(増加)定員 20名以上	24,792

別表第4（第5条第3号関係）

区 分	1 施設当たりの基準額（千円）		
	本体工事	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	94,000	1,884	3,364
定員21～30名	98,600	2,140	4,106
定員31～40名	114,800	2,856	4,978
定員41～70名	131,200	3,594	6,912
定員71～100名	170,000	5,066	10,376
定員101～130名	205,000	6,080	12,450
定員131～160名	237,000	7,606	15,562
定員161～190名	269,600	9,128	17,012
定員191～220名	299,400	10,652	19,854
定員221～250名	331,400	12,172	22,688
定員251名以上	368,600	13,698	25,526

備考

- 1 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- 2 保育所型認定こども園の教育部分を整備する場合は、当該部分の定員規模に該当する額を基準額とすること。

別記様式 1 (第 8 条関係)

就学前教育・保育施設整備事業遂行状況報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 報告者 氏名 電話	
施設名	
工事着手日	
しゅん工予定日	
施設開設予定日	
工事進ちょく 状 況	

別記様式 2 (第12条関係)

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 (あて先)横須賀市長 報告者 所在地 法人名 代表者の氏名 施設名	
補助金の確定額	
消費税の申告の有無	有 ・ 無
仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税
補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	
補助金返還相当額	
添付資料	